

技能労務職の給与等の見直しに向けた取組方針

1 現状

(1) 職種ごとの人数・平均給与・平均年齢等及び民間従業員のデータ

(平成19年4月1日現在)

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
池田町	43.2 歳	27人	198,352円	201,104円	198,593円	—	—	—	—
うち学校給食員	40.6 歳	9人	191,700円	194,456円	191,700円	—	—	—	—
うち用務員	42.6 歳	12人	199,625円	203,525円	199,625円	—	—	—	—
うち調理士	52.1 歳	4人	195,750円	200,500円	195,750円	調理士	43 歳	282,200円	0.71
岐阜県	50.9 歳	377人	330,055円	364,030円	346,496円	—	—	—	—
国	48.8 歳	5,193人	287,094円	—	320,514円	—	—	—	—
類似団体	49.4 歳	25人	273,844円	294,520円	286,146円	—	—	—	—

区分	参考		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
池田町	—	—	—
うち学校給食員	3,205,972円	—	—
うち用務員	3,384,000円	—	—
うち調理士	3,259,100円	3,881,300円	0.84

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16～18年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注)1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 年齢別職員数(平成19年4月1日現在)

区分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	人	人 3	人 3	人 3	人 1	人	人 1	人	人 8	人 3	人 5	人	人 27

(3) 給料表

ア 給料表

国家公務員の行政職給料表(二)に準じる

イ 技能労務職員に係る特殊勤務手当

一般行政職に準じて支給する

ウ 昇給基準

毎年1月1日に勤務成績に応じ昇給へ反映する

2 基本的な考え方

技能労務職員については、新規採用を抑制し必要な場合以外は退職不補充としていく。
また、民間委託や指定管理者制度などが可能な業務については導入等を検討していく。

3 具体的な取組内容

給与等については国や県等の各年度における人事院勧告等と同様になるよう適正な運用を実施して、今後についても、社会情勢の変化、民間給与を念頭におき、必要に応じて改正等を検討していく。

昇給基準については、人事評価制度により、勤務成績評定の厳格な運用により職務職制に応じ適正な運用を心がける。

新規採用を抑制し必要な場合以外は退職不補充とし、特に学校給食員、調理員は平成16年以後技能労務職の採用はない。

4 その他

「町民サービスの質の向上のため」持続可能な業務体制を確立するためには、臨時職員ではなく正規職員の配置が必要であり、民間委託ではカバーできない面もあると思われる。

今後は技能労務職の採用を控え施設においては指定管理者制度に移行していく方向で検討していく。

また時期は未定であるが一部技能労務職員は民間の賃金水準・財政状況等を鑑み、給与の適正化を図ったうえで一般行政職員等へ職種を切り替える方向も併せて検討していく。